

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和5年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理（2級に限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備（2級に限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	1 級 及 び 2 級
造園、鑄造、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子	3 級

機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	
--	--

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和5年6月6日（火）から9月10日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実施期日
造園、鋳造、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	3 級	令和5年 7月9日 (日)
造園、金属熱処理（2級に限る。）、金属プレス加工、産業車両整備（2級に限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1 級 及び 2 級	令和5年 8月20日 (日)
金属熱処理	3 級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限	1 級 及び 2 級	令和5年 8月27日 (日)

<p>る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、左官、畳製作及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)</p>		
<p>鑄造(鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、非接触除去加工(数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、建築板金、仕上げ、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、酒造、タイル張り、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、表装及びフラワー装飾</p>	<p>1級 及び 2級</p>	<p>令和5年 9月3日 (日)</p>

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和5年4月3日(月)から14日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市大可賀2丁目1-28 アイテムえひめ内
愛媛県職業能力開発協会